

平成 25 年度 税制改正要望事項

財 務 省

平成 24 年 10 月 19 日

平成 25 年度財務省税制改正要望事項

(単位：百万円)

要望事項名	減収見込額（推計）		共同要望省庁 (※)
	(国税)	(地方税)	
1. 単独要望の事項			
(1) 復興応援国債購入者に贈呈される記念貨幣の非課税措置【所得税・住民税（利子割）／新規】	▲ 251	▲ 84	—
(2) 相続税物納における暴力団排除【相続税／新規】	—	—	—
(3) 日本酒税組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率の軽減【登録免許税／延長】	▲ 600 の内数	—	—
(4) 清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長【酒税／延長】	▲ 5,300	—	—
(5) ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長【酒税／延長】	▲ 200	—	—
2. 共同要望の事項			
(1) 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更） 【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・住民税（利子割）／新規】	+ 38,900	+ 11,500	金融庁 農林水産省 経済産業省
(2) 日本版 ISA（少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の恒久化等 【所得税・個人住民税／拡充】	▲ 13,200	▲ 4,400	金融庁
(3) 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の非課税措置の延長【不動産取得税／延長】	—	▲ 253	金融庁
(4) 破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長【不動産取得税／延長】	—	▲ 86	金融庁

(※) 共同要望省庁の は主管省庁

日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率の軽減 (租税特別措置法第78条)

【現行制度の概要】

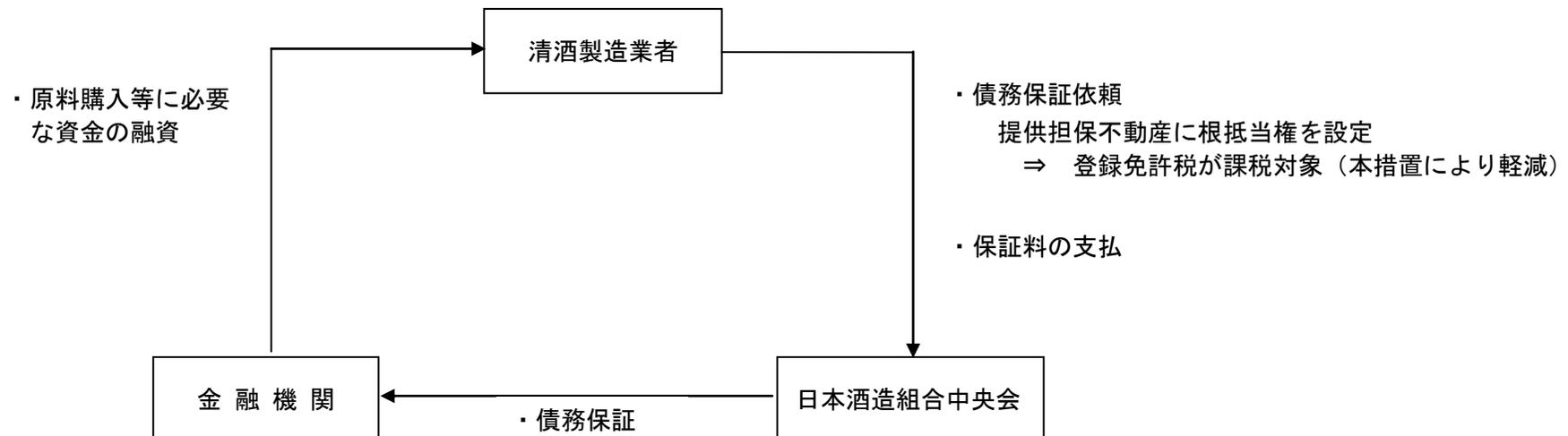
- 1 適用対象者：日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の被保証者
- 2 軽減内容：抵当権の設定登記等に係る登録免許税を軽減
- 3 適用期間：平成25年3月31日まで
- 4 軽減後の税率：1,000分の1.5（本則：1,000分の4）

【要望内容】

平成25年3月31日までの適用期限を2年間延長

※ 当該税率の軽減は昭和53年度に創設され、平成21年度までは2年毎の単純延長、23年度は税率引上げ（1/1,000→1.5/1,000）の上で、2年延長となった。

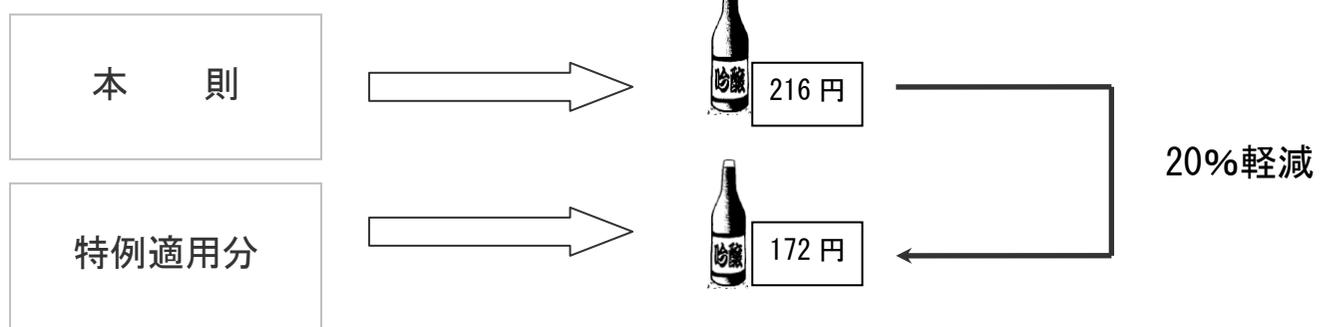
【参考】 信用保証事業の概要



清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長 (租税特別措置法第 87 条)

<p>【現行制度の概要】</p> <p>1 <u>適用対象者</u>：前年度の課税移出数量が 1,300kℓ以下の清酒等の製造者（中小製造者）</p> <p>2 <u>軽減内容</u>：当年度の課税移出数量の 200kℓまで酒税を軽減</p> <p>3 <u>適用期間及び軽減割合</u></p> <p>① 清酒、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒 平成 25 年 3 月 31 日まで 20%</p> <p>② 合成清酒及び発泡酒 平成 25 年 3 月 31 日まで 10%</p>	<p>【要望内容】</p> <p>平成 25 年 3 月 31 日までの適用期限を 3 年間ないし 5 年間延長</p> <p>※ 1 ①の清酒等に係る特例は、平成元年度に軽減割合 25%で創設され、4 年度に 30%に引き上げた後、20 年度に 25%、23 年度に 20%に軽減割合が縮小された。</p> <p>2 ②の合成清酒等に係る特例は、平成 15 年度に軽減割合 30%で創設され、20 年度に 25%、22 年度に 20%、23 年度に 15%、24 年度に 10%に軽減割合が縮小された。</p>
--	---

(例) 清酒 (1.8ℓ) の酒税負担



ビールに係る酒税の税率の特例期間の延長 (租税特別措置法第 87 条の 6)

【現行制度の概要】

- 1 適用対象者：前年度の課税移出数量が 1,300kl 以下の
ビール製造者（地ビール製造者）
 - 2 軽減内容：当年度の課税移出数量の 200kl まで酒税を軽減
 - 3 適用期間及び軽減割合
 - ① 平成 22 年 3 月 31 日以前のビール製造免許の新規取得者
適用期限：平成 25 年 3 月 31 日まで
軽減割合：15%
 - ② 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までのビール製造免許の新規取得者
適用期限：免許取得日から 5 年間
軽減割合：15%
- ※ ①のうち平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までのビール製造免許取得者は、経過措置（新規免許取得から 5 年間は 20%軽減）が適用される。

【要望内容】

平成 25 年 3 月 31 日までの適用期限を
3 年間ないし 5 年間延長

※ 平成 15 年度に軽減割合 20%で創設され、22 年度に 15%に軽減割合が縮小された。

(例) ビール (350ml) の酒税負担

